

マイナンバー制度 Q&A

2015 (H27) .10.15 調べ

Q1：個人番号カードは、必ず取得しなければならないのか。

A1：必要はない。マイナンバーそのものは通知カードで知ることができるため、通知カードのみを厳重保管することで対応可能になる。

Q2：従業員などのマイナンバー（個人番号）は、いつまでに取得する必要があるか。

A2：行政機関へ各種届出用紙を提出する時までとなる。2016年1月の給与の支払いから対象となるが、実際には2017年の1月に提出する源泉徴収票に間に合えばよい。

Q3：従業員にマイナンバーの提示を求める場合、こういった手続が必要か。

A3：利用目的を本人に通知、または公表して、提示を求める。利用目的は複数をもとめて明示することは可能だが、明示後に追加することはできない。その上で、マイナンバーの提示を求め、本人確認を行う必要がある。

Q4：従業員にマイナンバーの提示を求める場合、本人確認はどのようにすればよいのか。

A4：マイナンバーと身分証明書と本人の紐づけが必要。顔写真入りの個人番号カードがある場合には、そのカードと本人。通知カードのみの場合は、通知カードと運転免許証のような顔写真入り身分証明書が基本となる。顔写真入り身分証明書がない場合、年金手帳や健康保険証などを複数揃えることで身分証明書代わりとすることもできる。対面または郵送での種類確認ができない場合は、一度対面等で本人確認の上作成している個人情報ファイルの確認を行う場合等に限って、電話で個人にしか知り得ない情報を複数聞き取るなどの手法も認められている。

Q5：正社員以外の従業員のマイナンバーも取得する必要があるのか。

A5：ある。正社員、派遣社員といった区分だけでなく、アルバイトなども含めて雇用関係にあるすべての人から企業はマイナンバーの提供を受けなければならない。

Q6：従業員がマイナンバーの提示を拒んでいるが、強制的に提示を求められるのか。

A6：強制はできないが、説明と説得の必要がある。制度の十分な理解を促し、法令で定められた義務であることを説明して提示を求める必要があるが、再三の説得の上でも拒まれた場合には、書類提出先の機関に従う。

Q7：扶養家族のマイナンバーの提示を求める場合も、本人確認が必須か。

A7：国民年金第3号被保険者の届け出に関してのみ、企業が対象者の本人確認を行う必要がある。その他の扶養家族に関しては、従業員が本人確認を行うことで企業による実施は不要となる。

Q8：マイナンバーのコールセンターは？

A8：マイナンバーのコールセンター。

電話番号は、0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）。

以上、インターネットで調査

0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）

総務省の担当者に、「会社に、マイナンバーの提示を断ることはできるか」
直接電話して聞きました。

結論的は、

1. 個人番号の提出は法律はあるが罰則規定はない。拒否は出来る。
2. 拒否の理由を文書等で提出。
3. 事務処理・問い合わせ等は煩雑になる。

（総務省）

社員が勤務先へのマイナンバーの提出を拒んだ場合は、会社側は書類の提出先に相談する必要がある。そこでの指示を仰ぐ。

ただ、利用義務ではないので拒むことは出来るが、法律で決まっているのでマイナンバーを提出していただきたい。

（相談者）

利用義務ではないので、あくまでもマイナンバーの提出を拒んだ場合は、国の各機関と個人のやりとりになるのか。

（総務省）

そうではなく、まず拒む理由を聞かれる。それを期間内に提出する形になる。

（相談者）

例えば、拒む理由としては情報漏えいの不安等ということになるが、その場合は、マイナンバーはなしでも良いのか。

(総務省)

できれば、マイナンバーを提出していただいたほうがいいが、罰則規定はない。

(相談者)

マイナンバーを提出は協力ということか。

(総務省)

そうだ。

(相談者)

マイナンバーを提出しないと、企業として手続きが面倒になるということか。

(総務省)

はい、あとはマイナンバーで管理できないのでご本人の事務が煩雑になったりする。

(相談者)

問い合わせなどのときなど不便になるということか。

(総務省)

はい。

(相談者)

その他の問題はないということか。

(総務省)

はい。